

土岐市公民連携ガイドライン

令和4年5月

1. 目的

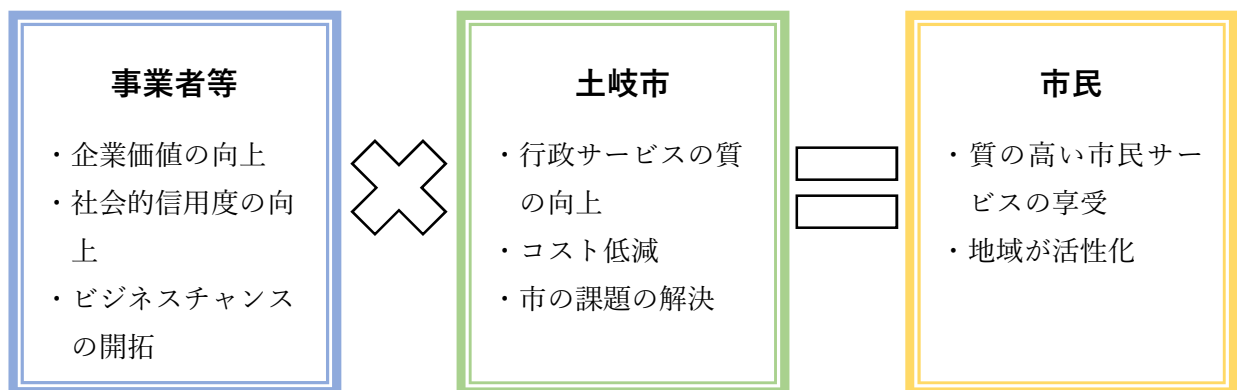
土岐市の行政課題を事業者等（事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他団体）が持つノウハウ・人材・技術・アイデア・ネットワーク等の資源と結びつけ、市民サービスの向上や地域の活性化、行政コストの低減、社会課題などの解決を推進する。

市民サービスの向上	事業者等の技術やノウハウを行政に導入することで、市民サービスの向上を図る
地域の活性化	地域活動への事業者等の参加や事業者等のネットワークを活かし、地域活動の促進及び地域の活性化を図る
行政コストの低減	事業者等の人材、資金及びノウハウ等により行政コストの低減を図る
社会課題の解決	事業者等のCSRの考え方を導入し、SDGsなど社会課題の解決を市と事業者等がともに進める

事業者等のノウハウ等を多方面の政策で活用できるようにするため、積極的に公民連携事業を取り入れる。

2. 目指す姿

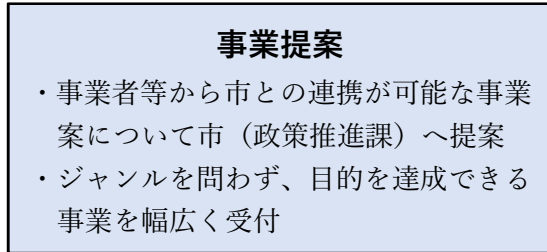
事業者等と土岐市が連携することで、お互いメリットを得られ、それに伴い市民サービスの向上など市民もメリットを得られる関係を目指す。



3. プロセス

事業者等 土岐市

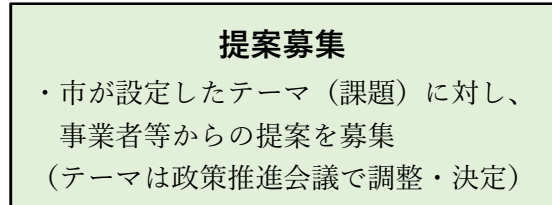
事業者等から提案する場合



市と事業者等の協議

- ・提案の内容が目的に沿ったものか確認
- ・提案の内容について、事業者等と協議
- ・実施にあたっての担当部署を選定（複数にまたがる場合は関係部署間で協議）

市が提案を募集する場合



事業提案

- ・事業者等からテーマに対する事業案を市（政策推進課）へ提案

市と事業者等の協議

- ・提案の内容について、担当部署と事業者等による協議

事業実施の検討（政策推進会議）

- ・事業の実施について審議
- ・以下の導入の視点をもとに事業実施の可否を判断

①市民・利用者の視点	市民サービスの向上につながるか
②財務の視点	市のコスト（市民負担）の軽減や歳入の確保につながるか
③地域の視点	地域経済や社会、文化などへの波及が期待でき、地域の活性化につながるか
④成長の視点	事業者等の成長につながるか（無理な不採算事業となっていないか）
⑤行政運営の視点	市職員のスキルの向上や業務改善等につながるか

※既に他事業者との実績があり、計画等に基づき締結される個別協定は対象外

市と事業者等との協議

- ・事業の詳細について事業者と協議
- ・連携の目的や責任等を役割分担し、協定書（案）を作成

連携協定の締結・事業実施

- ・事業の実施、実施状況の確認及びモニタリング
- ・多方面への展開など検討

4. 対象事業者等・連携事業の基準

【対象事業者等の基準】

- 人権侵害や法令等に違反する行為を行っていないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に該当しないこと
- 土岐市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年 10 月 29 日告示第 114 号）第 3 条に規定する暴排措置対象法人等でないこと
- 団体及び代表者に土岐市税の滞納又は未申告がないこと
- 土岐市指名停止措置要綱（平成 7 年土岐市訓令甲第 5 号）に基づく指名停止を受けていないこと
- その他事業連携の対象としてふさわしいこと

【連携事業の基準】

※次のいずれにも該当しないこと

- 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
- 事業者等の利益誘導のおそれのあるもの
- 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- 政治的または宗教的目的を有するもの
- ギャンブルに係るもの（公共的団体が実施するものを除く）
- 人権を侵害するもの又はこれに類するもの
- 非科学的なものや迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- その他連携事業としてふさわしくないもの

5. 協定について

（1）協定の種類

包括連携協定 … 複数の政策分野において、市と事業者等が課題解決のために連携して取り組むことを目的として締結するもの

個別連携協定 … 個別の政策分野での連携を目的に締結するもの

事業者等のノウハウ等を多方面の政策で活用できるようにするため、積極的に包括連携協定の締結を推進するが、事業者等のニーズや連携事業の内容により、個別連携協定を締結するものとする。

（２）協定の解除

次のいずれかに該当するときには連携協定を解除することができる。なお、協定締結前の協議中に該当することになった場合はその協議を中止する。

- 事業者等が「４．対象事業者等・連携事業の基準」を満たさなくなったとき
- 民事再生法、会社更生法、破産法又はその他倒産等に関する法律に基づくいずれかの手続きについて申立てがなされたとき
- ３年以上、協定を締結した事業者等が連携事業を実施していないとき
- その他市が協定の相手方としてふさわしくないと認めたとき